

台風15号・19号被害 生活再建を支援します

り災証明書の発行



建物などの被害の程度を申請に基づき証明します。
各種支援や融資などを受ける場合に必要な証明です。

持参するもの

- ①被害写真（印刷したもの）※すでに市で確認済の場合省略可
- ②印かん（朱肉を使うもの）
- ③身分証明書（運転免許証など）

問 課税室 ☎(24)8953

災害ごみの受入



台風被害の災害ごみを受け入れます。処理できない災害ごみもあります。詳しくはお問い合わせください。

場所 清掃センター

問 生活環境課 ☎(24)8910

各種保険料などの減免・徴収猶予



各種保険料などを納めることが困難となった場合は、
申請により減免か一定期間徴収を猶予できる場合があります。

- ▶国民健康保険料・一部負担金 問 保険年金室 ☎(24)8955
- ▶国民年金保険料 問 保険年金室 ☎(24)8956
- ▶後期高齢者医療保険料・一部負担金 問 保険年金室 ☎(24)8958
- ▶介護保険料・利用者負担金 問 高齢者福祉課 ☎(24)8755
- ▶保育所保育料 問 子育て支援課 ☎(24)8967
- ▶障害福祉サービス等利用者負担金 問 障害支援室 ☎(24)8968

市税の徴収の猶予



市税を納期限までに納付できないとき、申請により徴収を猶予できる場合があります。

問 債権管理室
☎(24)8954

固定資産税の減免



おおむね半壊以上の損害を受けた場合は、申請により固定資産税を減免できる場合があります。

問 課税室
☎(24)8952

台風15号・19号の被害を受けた皆様にお見舞
申し上げます

千葉県を直撃した台風15号と19号で被害を受けた人の生活再建を支援します。今後も支援策が追加・拡充される可能性があります。詳しくはお問い合わせください。市ホームページにも掲載しています。